

社会福祉法人福井市社会福祉協議会 行動計画

「女性活躍推進法」の趣旨に則り、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うこと並びに「次世代育成支援対策推進法」の趣旨に則り、職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにすることを目標として、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 3年間（令和8年4月1日～令和11年3月31日）

2. 目標と取組内容・実施時期

<女性活躍推進法関係>

目標1 項目（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供）

役員に占める女性の人数を4名以上とする。

<取組内容・実施時期>

令和8年 4月～ 女性役員の登用を積極的に行う

目標2 項目（職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備）

年次有給休暇の平均取得日数の割合を、60%以上とする。

<取組内容・実施時期>

令和8年 4月～ 長期休暇の取得奨励

令和8年 5月～ 毎月、部署ごとに取得状況を確認

<次世代育成支援対策推進法関係>

目標1 項目（育児休業等の取得状況）

男性労働者で育児目的休業を取得する者の割合を70%以上とする。

<取組内容・実施時期>

令和8年 4月～ 各職場における育児目的休業の奨励及び業務カバ
一体制の構築

目標2

項目（労働時間の状況）

フルタイム労働者のうち、25歳から39歳の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均を毎月10時間未満とする。

<取組内容・実施時期>

令和8年 4月～ ノー残業デイの継続・徹底

令和8年 4月～ 所属長や先輩・同僚からの積極的な声かけ

令和8年10月～ 業務の見直し及び次年度の事務分掌（担当業務）の
検討